

子どもの成長を支援します



町では平成28年度に、「三種町子どもの明るい未来づくりプラン」を策定し、子ども達や子育て世帯に対する各種サービスのあり方についてまとめました。

町で行う、子どもの成長に関する支援やサービスについてご紹介します。

生活の支援

1. 福祉医療費支給事業

健康

18歳までの、すべての子どもを対象に、医療費の自己負担相当額を助成します。

2. すこやか子育て支援事業

福祉

秋田県の保育料減免制度について、町独自に対象を拡大して（第2子以降無料）助成します。

保育園入園申込みの際に、あわせて申請手続きを行います。

3. ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業

福祉

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進を図るため、住宅整備のための資金を貸付します。

● 貸付金額 150万円まで

● 貸付利率 年0.1%

※貸付の条件として、保証人を立てる必要があります。

4. 学校給食費の減額・免除

教育

町内小・中学校における給食費を減免します。

● 第1・2子の場合 減免

● 第3子以降の場合 全額免除

※申請書の提出が必要です。

※給食費の未納がある場合は減免を受けることが出来ません。

5. 児童手当

福祉

0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に児童手当を支給します。

6. 児童扶養手当

福祉

父または母と生計をともにしていない児童（18歳の年度末までの子ども、ただし中程度以上の障がいを持つときは20歳未満）の児童を養育している方に支給します。

7. 特別児童扶養手当

福祉

身体または精神に、障がいがある20歳未満の児童を監護する父母、または父母に代わってその児童を養育する方に支給します。

教育の支援

1. 三種町児童生徒就学援助

教育

経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品等の援助を行います。

平成29年度より、支給項目をさらに追加して実施します。

2. 放課後児童健全育成事業【放課後児童クラブ】

福祉

放課後や学校長期休業中に、小学生の保護者が就労や病気、介護などの理由により家にいないとき、児童の健全な育成を図るため一定時間お預かりします。

3. 子ども・若者育成支援事業

福祉

子育ての悩みから、発達障害に関する悩み、心身の健康、不登校、ひきこもり、就労に関する相談・支援を、NPO法人長信田の森若者就労支援センターに委託を行います。

その他の支援

1. 赤ちゃん誕生祝い金

福祉

第2子以降のお子さんを出産した保護者に対して祝い金を支給します。対象となる方には申請書をお送りします。

2. 乳幼児健康診査

保健

乳幼児健康診査を実施後、支援が必要と判断された子どもの保護者に対し、電話連絡、来所面接、家庭訪問などを実施します。

3. 乳幼児予防接種

保健

定期の予防接種費用を町が全額負担します。

任意の予防接種費用は一部の予防接種について助成します。

4. 母子訪問・育児相談

保健

母子訪問を実施後、支援が必要と判断された子どもの保護者に対し、電話連絡、来所面接、家庭訪問などを実施します。

5. 奨学金貸付事業

教育

高校・高専・専門学校または短大・大学を対象に、奨学金の貸付事業を行います。

なお、入学初年度に限り、入学一時金の貸付制度が設立されましたのでご利用になれます。

◆ 担当課・問い合わせ先

福祉課 福祉係

☎ 85-21190

教育委員会 総務係

☎ 87-2115

健康推進課 長寿医療係

☎ 85-4834

保健センター

☎ 83-5555